

入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例を廃止する条例の要旨

1 経緯

入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例については、新庁舎等整備事業において、民間事業者の選定を公正かつ適正に行うための組織について規定したものです。

新庁舎等整備事業の事業者選定については、公募型プロポーザル方式を採用し、令和4年4月に実施方針等公表、7月に事業者を募集、10月に提案書を受領し、選定委員会での審査・選定を経て12月に優先交渉権者を決定しました。また、令和5年3月には、議決を得た上で本事業に関する契約を締結しました。

選定委員会については、会議を合計4回開催し、令和4年6月に事業者の選定基準等を整備するとともに、11月に提案内容に係る審査を行い、最優秀提案者を選定しました。

以上のことから、新庁舎等整備事業における事業者の選定が完了し、当該事業に関する契約を締結したことにより、目的は達成されたことから、「入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例」を廃止するものです。

なお、本条例は入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例から新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会の項を削ることを規定しております。

2 施行日

公布の日